

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

## 政府新型インフルエンザ等対策行動計画

- 特措法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、**平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した計画**。※市行動計画は、H30.3改定
- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)によるパンデミックや法改正等を踏まえ、**政府行動計画が約10年ぶりに抜本的に改定(R6.7)**、これに基づき府行動計画も改定(R7.3)。
- 国は、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を実施。

### 【計画に基づく対策の目的(現行計画から変更なし)】

#### 1 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。

- ・流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減
- ・患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにし、治療が必要な患者が医療を受けられるようにする
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす 等

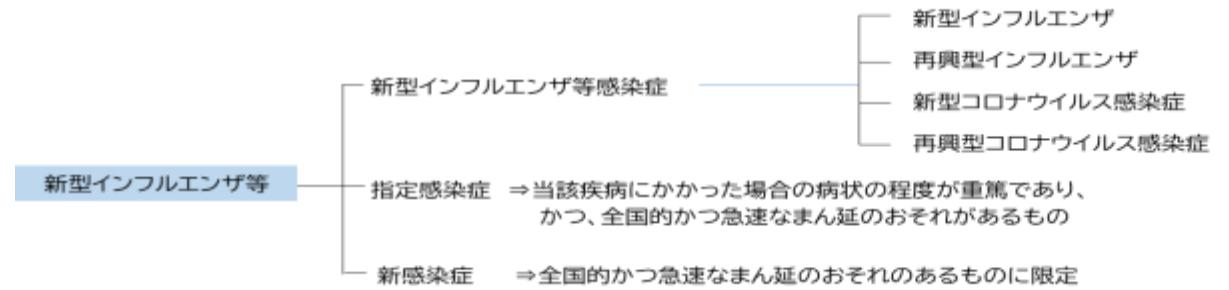
#### 2 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施 等

### <政府行動計画改定のポイント>

新型コロナ対応等での課題	政府行動計画改定内容(R6.7)
(1)平時の備えの不足 ①主に新型インフルエンザを想定した計画 ②検査体制や医療提供体制の立ち上げ ③国からの情報共有や特措法運用に当たって都道府県との連携	(1)平時の準備の充実 ①新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の幅広い呼吸器感染症等も念頭に置いた計画 ②都道府県知事と医療機関との協定等に基づく迅速な検査・医療提供体制の整備 ③都道府県等と連携した平時より実効性のある訓練を定期的実施
(2)変化する状況への対応の課題 ①変異等による複数の波への対応と長期化 ②対策の切り替えのタイミング(情報収集・分析、それに基づく判断を行う体制やプロセスが未整理) ③社会経済活動とのバランス	(2)対策項目の拡充や柔軟かつ機動的な対策の切り替え ①中長期的に複数の波が来ることを想定 ②状況の変化と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえたリスク評価に基づく対策の柔軟かつ機動的な切替え ③対策項目の拡充(6項目→13項目)と記載の充実 ・対策項目ごとに3期(準備期、初動期、対応期)に再設定の上、準備期の取組みを充実 ・有事(※)のシナリオを整理、必要な対策の選択肢を記載 (※)初動期 国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階 対応期 封じ込めを念頭に対応する時期／病原体の性状等に応じて対応する時期／ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期／特措法によらない基本的感染症対策へ移行する時期
(3)情報発信の課題 ①情報発信や情報共有の体制や方法などが未整理 ②差別・偏見の発生や偽・誤情報の増幅	(3)情報発信の強化 平時からの感染症等に関する普及啓発やリスクコミュニケーションの実施等

## 行動計画の対象となる感染症



※感染症法及び特措法改正により、新型インフルエンザ等に新型コロナウイルス感染症、再典型新型コロナウイルス感染症、指定感染症が新たに追加

## 大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画改定のポイント

- 政府行動計画改定及び新型コロナ対応の教訓を踏まえ、府独自の取組も含めて計画を抜本的に改定。
- 大都市圏である府においては、感染・療養状況等を踏まえ、府独自のまん延防止対策が必要。
- おおむね6年ごとの政府行動計画改定に係る検討を踏まえ、必要に応じ、府計画を見直し。

### <改定(素案)の大きな変更点(一部抜粋)>

#### I 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ・府及び大安研によるリスク評価と、それに基づく柔軟かつ機動的な対策の切替(国や国立健康危機管理研究機構、医療機関、大阪公立大学大阪国際感染症研究センターや大阪大学感染症総合教育研究拠点等と連携)

#### II 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・科学的根拠等に基づいた正確な情報を府民等に迅速に提供
- ・可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、府民等の適切な判断・行動を促進

#### III まん延防止

- ・リスク評価に基づく、感染症の特徴等や府民生活・社会経済活動への影響を踏まえた対策の実施
  - ・対応者別(患者や濃厚接触者、府民、事業者、施設、学校等)
  - ・時期別(封じ込めを念頭に対応する時期等)

#### IV 医療、検査、保健

- ・医療機関や民間検査会社等との協定に基づいた検査・医療療養体制の整備等(検査体制について、大安研は、民間検査会社参入等に伴い、ゲノム解析等に重点化)
- ・感染症に関する人材の養成、資質向上
- ・保健所や地方衛生研究所の体制整備(大阪府感染症予防計画(第6版)や第8次大阪府医療計画と整合性を確保)

#### V 府民生活・府民経済

- ・平時から、有事に備え、事業者や府民等に必要な準備(備蓄等)を推奨
- ・有事には、府民生活・府民経済の安定確保に必要な対策や支援

**幅広い感染症による危機に対応できる社会をめざす**

# 八尾市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版) 概要 ～市行動計画改定点～

○改定にあたり、現計画の対策項目 6項目から新計画では13項目に拡充  
 ○全ての項目について、新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見等を踏まえ、記載を充実

新規項目	対策項目	現計画 (H30.3変更分)	新計画 (現計画からの主な追加記載項目)
	水際対策	「予防・まん延防止」の項目で一定の記載 ●検疫所と連携した訓練・研修会 ●検疫所の健康観察などの対策への協力 など	●検疫所と連携した病原体保有者の健康観察・疫学調査等によるまん延防止対策 ●検疫所及び府と連携し、同行者等の追跡調査等の措置の実施 など
	ワクチン	「予防・まん延防止」の項目で一定の記載 ●特定接種及び住民接種の実施 ●集団接種の実施及び市民への情報提供 など	●平時から、有事における接種体制の構築に必要な人員、会場、資材等を整備 ●感染初期における接種に携わる医療従事者の確保等の体制の構築 ●システムを活用した接種記録の適切な管理 など
	治療薬・治療法	「医療」の項目で一定の記載 ●府が備蓄した抗インフルエンザ薬の活用等	●医療機関、薬局への適正使用要請、及び適正な流通指導 ●医療従事者や救急隊員への抗インフルエンザ薬の予防投与等の指導 ※治療薬・治療法の 研究開発、薬事承認、製造 については、国・府の行動計画に記載あり
	検査	「医療」の項目で一定の記載 ●大安研による検査の実施等	●平時から、府等と連携し、検体搬入も含めた検査体制の手順を整備 ●有事において、国が定める検査方針等の市民への周知 など
	保健	「医療」の項目で一定の記載 ●平時における医療従事者等関係者への研修・訓練の実施	●平時からの本庁応援体制やIHEAT 要員等、人員の確保及び研修・訓練の実施 ●システムの利用や外部委託の検討等による効率的な感染症対策の実施 など
	物資	「市民生活及び市民経済の安定の確保」の項目で一定の記載 ●物資、資材の備蓄	●物資の備蓄状況を随時確認 ●有事における近隣自治体等との相互融通協力

以前からあった項目	対策項目	現計画 (H30.3変更分)	新計画 (現計画からの主な追加記載項目)
	実施体制	●国・府が対策本部を設置した時は市長を「本部長」とした危機管理対策本部を設置する。 ●国が緊急事態宣言を発出した時は、市長を「本部長」とした対策本部を設置する。	●有事における入院体制、医療体制等について平時から府と協議 ●有事における全庁的な対応及び平時からの全庁的な研修・訓練の実施 など
	情報収集・サーベイランス	●多様なサーベイランス(患者発生、ウイルス、入院、学校等)により、様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を市民に定期的に還元する。	●平時におけるサーベイランスに係る人材の確保及び育成 ●新型インフルエンザ等発生時の発生届出義務に関する医療機関への周知 ●サーベイランスから得られた感染対策に関する情報の市民等への周知 など
	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	●基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用して、外国人・障がい者・高齢者等に配慮した分かりやすく、正確かつ迅速な情報を継続的に提供する。 ●大阪府の要請により、市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する。	●市民等とも可能な限り双方向のコミュニケーションを行う ⇒市からの一方的な情報提供ではなく、SNS や電話相談に寄せられた意見を把握 ●偏見・差別等や偽・誤情報に対応し、科学的知見に基づく正確な情報の提供 ※現行計画にも同様の記載あり
	まん延防止	●マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染対策の普及を図る。 ●国等の指示により、市民への予防接種を実施する。 ●大阪府が実施する以下の感染拡大防止策に適宜協力する。 ・不要不急の外出の自粛要請の取り組み ・施設の使用制限の要請の取り組み	●平時から緊急事態措置中の不要不急の外出自粛や施設利用制限に対する理解促進 ●有事での市民生活や社会経済活動への影響を考慮した感染症対策の実施 ⇒病原性・感染性の強弱に応じた感染症対策の強化、緩和 など
	医療	●帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来を設置する。 ●府内感染期には、一般の医療機関においても医療の提供を行う。 ●既存の医療施設の対応能力を超える事態においては、大阪府や関係機関と連携協力して、臨時の医療施設を設置する。	●平時から民間救急等と協定・委託を締結し、患者搬送の体制を整備 ●有事には早期に相談センターを整備し、医療機関の受診方法等を周知 ●ICT を活用し、受入可能病床数等を府や医療機関と情報共有 など
市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保	●大阪府と連携し、在宅で療養する患者への支援等の対応を行う。 ●市民生活及び市民経済への影響が最小限になるように市民と事業者とに適切な行動を呼びかけ、対策を行う。	●有事における事業者へのテレワーク、時差出勤等、感染対策の要請 ●メンタルヘルス、孤独・孤立、高齢者のフレイル 等への対応 ●長期休校の際の教育の継続に関する支援 ●有事の支援金の交付等が迅速に行えるよう、平時からDXを推進 など	

※「情報収集・サーベイランス」は、現計画で1項目のものであるが、新計画では「サーベイランス」と「情報収集」の別項目として対策を記載

# 八尾市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版) 概要 ～13項目の主な取組～

項目	準備期	初動期	対応期
<b>1 実施体制</b> 関係機関が連携し、取組を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平時における対応力強化の取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市行動計画、業務継続計画等の作成・変更や医療機関も含めた人材育成、実践的な訓練等の実施(p33)</li> <li>・情報共有等を通じた関係機関間の連携体制の構築(p34)</li> </ul> </li> <li>●府の総合調整による事前の体制整備や人材確保等の着実な準備(p34)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市対策本部の設置及び国及び府の対応方針等を踏まえた対応方針の協議・決定(p35.p37)</li> <li>●必要な人員体制の強化(p35.37)</li> <li>●府の総合調整に従った対策実施及び入院勧告等の措置(p36.p38)</li> </ul>	
<b>2 情報収集・分析</b> 状況の変化に合わせた情報収集・分析を通じ、感染症のリスクを評価し、政策上の意思決定につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●府及び大安研による情報収集・分析及びそれに基づくリスク評価体制の整備(p41)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(国、医療機関、大学・研究機関等との人的・組織的ネットワークの構築)</li> </ul> </li> <li>●国等が実施する研修等への参加等による感染症専門人材の育成(p43)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●府及び大安研による、左記人的・組織的ネットワークによる情報収集・分析及びリスク評価、それに基づく感染症対策の迅速な判断・実施(p44～45)</li> </ul> <p>p40備忘録 海外での発生情報を早く正確な探知</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●府及び大安研による、左記人的・組織的ネットワークによる情報収集・分析及びリスク評価、それに基づく感染症対策の迅速な判断・実施(p46～47)</li> </ul>
<b>3 サーベイランス</b> 感染症危機管理上の判断に資するよう、感染症の早期探知、発生動向の把握等を迅速かつ適切に行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平時の感染症サーベイランスの実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定届出機関における急性呼吸器感染症の流行状況把握(p49)</li> </ul> </li> <li>●感染症サーベイランスに係る人材の育成等(p50)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国・府と連携した有事の感染症サーベイランスの開始                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等の強化による患者の発生動向等の迅速かつ確かな把握の強化</li> <li>・感染症の特徴や病原体の性状等に係る必要な知見を得るための入院サーベイランス、病原体ゲノムサーベイランス等(p51-52)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●流行状況に応じたサーベイランスの実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・全数把握から定点把握への移行等(p53)</li> </ul> </li> </ul> <p>p48備忘録 PCR検査の全数検査→重症例等に検査対象の限定化</p>
<b>4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</b> <リスコミは新規項目> 感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のリスコミを行い、市民等が適切に判断・行動できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民等への情報提供・共有(p56)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な感染対策、感染症の発生状況、とるべき行動等</li> <li>・偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発</li> </ul> </li> <li>●情報提供・共有方法等の検討(p57)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●患者情報等の府への一元化による情報提供等(p58.p61)</li> <li>●双方向のリスコミ(p59.p62)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSやアンケート調査等による市民意見等の把握やコールセンターの設置等と、それを通じたリスク情報や見方等の共有</li> </ul> </li> </ul> <p>p55備忘録 風評被害</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(対応期)病原体の性状等に応じて変更する対策の情報提供等 (p63)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学的根拠等政策判断の根拠、従前からの対策の変更点やその理由等</li> </ul> </li> </ul>
<b>5 水際対策&lt;新規項目&gt;</b> 国内への病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●府と検疫所との訓練や研修会への参加等(p65)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検疫所と連携した健康観察や積極的疫学調査等によるまん延防止のための措置(p66～67)</li> </ul> <p>p64備忘録 検疫の限界と健康観察</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●体制等を踏まえ、府を通じて国に対し健康観察の代行を要請(p67)</li> </ul>
<b>6 まん延防止</b> まん延防止対策を講ずることで、感染拡大速度やピークを抑制し、医療提供体制を対応可能な範囲に収める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●想定される対策の内容やその意義についての周知広報による市民等の理解促進(p70)</li> <li>●基本的な感染対策の普及と学校、高齢者施設等による感染対策の実施(p70)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国及び府と連携した、感染症法に基づく患者への入院勧告等や濃厚接触者への外出自粛要請等(p71)</li> <li>●健康危機対処計画等に基づく対応準備(p71)</li> </ul> <p>p69備忘録 学校等の一斉休業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対策の切替のための国及び府の参考指標等の設定・公表に関する動向を踏まえた対応(p72)</li> <li>●感染症の特徴等や社会経済状況等を踏まえたまん延防止対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応者別(患者や濃厚接触者、事業者、施設、学校等)(p72～74)</li> <li>・時期別(封じ込めを念頭に対応する時期等)(p74～76)</li> </ul> </li> <li>※国は、基本的対処方針を策定・変更した上で、発生状況や病床使用率等を踏まえてまん防・緊急事態措置を実施(p77)</li> </ul>
<b>7 ワクチン&lt;新規項目&gt;</b> ワクチン接種により、市民の健康を守るとともに、患者数等の減少により医療提供体制を対応可能な範囲に収める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●府による市民が治験等に参加しやすい環境整備(p80)</li> <li>●医療関係団体等と連携した接種体制構築に向けた準備(p80)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・接種に携わる医療従事者等の体制や実施方法の準備</li> </ul> </li> <li>●科学的根拠に基づく予防接種の意義や制度等の市民の理解促進(p81)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●府による医療機関等に対する治験等の協力要請(p86)</li> <li>●国や府の方針を踏まえた接種体制構築(p82)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場や医療従事者確保等</li> </ul> </li> </ul> <p>p79備忘録 必要量確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●接種の実施、高齢者施設等への巡回接種等による接種(p86)</li> <li>●科学的根拠に基づくワクチンの安全対策等の市民への情報提供・共有や副反応の相談体制等の検討(p87)</li> </ul>

p●備忘録(大阪府による2009年に発生した新型インフルエンザA(H1N1)) pdm09対策の検証より

# 八尾市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版) 概要 ~13項目の主な取組~

項目	準備期	初動期	対応期
<b>8 医療</b> 市民が安心して生活を送れるよう、健康被害を最小限にとどめ、社会経済活動への影響を最小限にとどめる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●府による協定締結による計画的な医療提供体制の整備(p91)</li> <li>・医療機関間での機能・役割分担に基づいた、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣協定</li> <li>●府や市等による、医療機関等における、研修等による人材養成、資質向上(p93)</li> <li>●府による協定締結による計画的な宿泊施設の確保と運営の検討(p92)</li> <li>●患者等の移送のための車両の確保、民間救急等との協定締結等の検討による移送体制の整備(p94)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●府による医療機関等に対する感染症に関する知見の共有等(p96)</li> <li>●受診調整等を行う相談センターの設置(p96)</li> <li>(一般的な相談に対応するコールセンターは別途設置を検討)</li> <li>●感染症指定医療機関での医療提供(p96)</li> <li>(協定締結医療機関に対しては段階的に医療提供を要請)</li> <li>●府と保健所による入院調整(p97)</li> <li>(府は入院調整業務の府への一元化を検討)</li> </ul> <p>p90備忘録 症例定義</p> <p>p90備忘録 地域外来・検査センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談センターの強化と、受診の仕組みの変更(p98.p102)</li> <li>・感染状況等を踏まえた、有症状者が直接発熱外来を受診する仕組みへの変更</li> <li>●府による協定締結医療機関による医療の提供(p99~101)</li> <li>・病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣</li> <li>●府による協定に基づく宿泊施設の開設・運営(p103)</li> <li>・宿泊施設への移送に係る体制確保や診療型宿泊療養施設、要支援・要介護高齢者対応施設の検討を含む</li> <li>●新型コロナの対応を踏まえた有効な対策の推進</li> <li>・入院調整の府への一元化の検討(p99)</li> <li>・臨時の医療施設の設置の検討(p103)</li> <li>・診療型宿泊療養施設等の設置の検討(p92)</li> <li>・外出自粛対象者からの相談体制の府への一元化の検討(p104)</li> <li>・健康観察や生活支援等による療養環境の整備(p104)</li> </ul>
<b>9 治療薬・治療法&lt;新規項目&gt;</b> 健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、治療薬・治療法を活用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●府による治験等への実施協力が可能な環境整備(p108)</li> <li>●府による抗インフルエンザウイルス薬の計画的かつ安定的な備蓄(p108)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●府による医療機関等に対する治験等の協力要請(p109~110)</li> <li>●医療機関等に対する治療薬の適正使用の協力要請(p109~110)</li> <li>(新型インフルエンザの場合)・患者の同居者や医療従事者等への予防投与(p109)</li> <li>●府による治療薬・治療法の医療機関等への情報提供(p109~110)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●府による国から配分された治療薬の医療機関等への円滑な流通</li> </ul>
<b>10 検査&lt;新規項目&gt;</b> 必要な者に適時の検査をすることで、患者の早期発見、流行状況の的確な把握等を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切替えを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●府による民間検査会社等との検査措置協定の締結による計画的な検査体制の整備(p113)</li> <li>●地衛研における検査体制の整備(p113)</li> <li>●大安研による他機関の検査体制強化への支援(p114)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大安研を中心とした検査の実施(p115)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大安研等に対する検査実施依頼(p116)</li> <li>(大安研は、民間検査会社参入等に伴い、ゲノム解析等に重点化) (p117)</li> <li>●大安研による他機関への技術支援や精度管理(p116)</li> <li>●府と連携した医療機関等への検査方法等の情報提供・共有(p117)</li> </ul>
<b>11 保健&lt;新規項目&gt;</b> 保健所及び大安研の有事体制移行の下、地域の実情に応じた効果的な対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健所における有事に備えた体制整備(p119~123)</li> <li>・本庁による応援職員、IHEAT要員、応援派遣等による保健所の有事体制に係る人員の確保と研修等の実施(p119)</li> <li>・保健所による健康危機対処計画の策定と、計画に基づく人員確保、研修・訓練の実施、業務の効率化等の推進(p120)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健所における有事体制移行への準備(p124)</li> <li>・本庁による人員確保の準備や業務一元化等の検討</li> <li>・保健所による、健康危機対処計画に基づいた移行準備(人員の参集や受援、必要な資機材等の調達準備等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健所による感染症有事体制への移行と本庁による応援職員等の派遣等(p127)</li> <li>●感染状況に応じた取組(p128)</li> <li>・国立健康危機管理研究機構に対する実地疫学専門家等の派遣要請や他の自治体からの保健師等の広域派遣要請</li> <li>・業務の一元化等による保健所の業務効率化の推進</li> <li>・国・府の方針を踏まえた積極的疫学調査の対象範囲等の見直し等</li> </ul>
<b>12 物資&lt;新規項目&gt;</b> 感染症対策物資等の確保・流通のもとに医療や検査等が円滑に実施されることで、市民の生命及び健康を保護する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●府や市、指定地方公共機関における感染症対策物資等の備蓄(p131)</li> <li>●医療機関等における感染症対策物資等の備蓄(p132)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●府備蓄からの協定締結医療機関等への個人防護具の配布(不足時) (p133)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●府等備蓄からの協定締結医療機関等への個人防護具の配布(不足時)と府による国への必要な対応の要請 (p134)</li> </ul>
<b>13 市民生活・市民経済</b> 社会全体で感染対策に取り組むことで、市民生活及び市民経済への影響を抑える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業継続に向けた準備(p137~138)</li> <li>・指定地方公共機関における業務計画の策定(p137)</li> <li>・府及び市による事業者に対する柔軟な勤務形態等の導入準備の推奨(p138)</li> <li>●府及び市による、市民や事業者に対する、衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄の推奨(p138)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業継続に向けた準備等の要請(p139)</li> <li>・府による事業者に対する事業継続に向けた対策(従業員の健康管理の徹底やオンライン会議等の活用、テレワーク等の推進等)の準備要請</li> <li>・指定地方公共機関による業務計画に基づいた事業継続の準備</li> <li>●物資等購入時における消費者としての適切な行動等、市民等への呼び掛け(p139)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民生活の安定確保に向けた対応(p140)</li> <li>・物資等購入時における消費者としての適切な行動等、市民等への呼び掛け</li> <li>・心身への影響に関する施策(高齢者フレイル予防等)や教育や学びの継続への支援等</li> <li>●社会経済活動の安定確保に向けた対応(p142)</li> <li>・事業継続に関する事業者への周知等(従業員の健康管理の徹底や職場等での感染防止対策の実施等)</li> <li>・府及び市による、国の方針に基づく事業者支援等</li> </ul>